



北栄町  
子育てガイドブック  
2026

北栄町こども家庭センター  
おひさま



1. 妊娠したら	4
2. 赤ちゃんが生まれたら	10
3. 子どもをあずけたいとき	18
4. ひとり親家庭のために	22
5. 障がいのあるお子さんのために	24
6. 遊び場・集いの場	29
7. 相談窓口	30

北栄町では、安心して子どもを産み、育てることのできる地域を目指し、相談・情報提供窓口の充実をはじめとして様々な子育て支援の取り組みをすすめています。

このガイドブックは北栄町の子育てに関する情報をまとめたものです。お子さんの成長に合わせてご活用ください。



※障害の表記について

本町では、障害という用語を「障がい」と表記することとしており、この冊子の作成に当たって、法律名及び法律に規定している用語を除いて、すべて「障がい」で統一して表記しています。

※このガイドブックの内容は、2026年4月1日現在のものとなっています。

※毎年更新します。最新版は北栄町HPに掲載します。また大栄庁舎、子育て支援センターに新年度版を用意しますので、ご利用の方はお声かけください。



令和8年4月から、子育て世代包括支援センターが

## こども家庭センターおひさま に生まれ変わります

子育ての「困った」を丸ごと相談できる『こども家庭センターおひさま』を開設しました。本町で暮らすすべての子どもや妊産婦、そのご家族の皆さんが、もっと気軽に、もっと安心して暮らせるために、妊娠期から子どもが成人になるまで、早期から切れ目ない支援を目指します。「どこに聞けばいいの?」「こんなこと聞いていいのかわからない」そんなときはひとりで悩まずご相談ください。

### 大栄庁舎 1階に親子の交流スペース「ぼかぼか」を新設

「相談窓口」というと少し身構えてしまいませんか?大栄庁舎1階に、妊産婦や子ども連れでも気軽に利用できる相談スペース「ぼかぼか」ができました。妊娠中のお母さんや小さな赤ちゃんが安心してすごせるように、プレイマットやディスプレイを設置しています。

### 専門家チームがあなたをまるごとサポート

誰に聞けばいいのかわからない悩みも、多様な専門職がワンチームで支えます。

保健師 妊娠中の体調管理、 子どもの発育・発達、 予防接種など	社会福祉士 家庭の環境、福祉 サービスの利用、 経済的な不安など	管理栄養士 離乳食の進め方、 妊娠中の食事、 偏食の悩みなど	保育士 子育て中のなかま づくりや話し相手 など
--	---	---	-----------------------------------

### 伴走型支援で「ひとりじゃない」子育てを

妊娠や出産、子育てや日々の暮らしなどそれぞれの相談に応じて、支援の方法や役割分担を一緒に考えます。

また、学齢期以降のお子さんに対しても、学業や友人関係、家庭での居場所やヤングケアなどの相談に寄り添い、教育・保健・福祉などの関係機関と連携しながら支援します。

子育ては、楽しいけれどときどき空模様が変わってしまうこともあります。雨の日には雨宿りができて、心にぽっと灯りがともるような、そんな“おひさま”でありたいと願っています。

こども家庭センターおひさま

場 所 大栄庁舎 教育総務課内

利用時間 8時30分～17時15分(土日祝・年末年始を除く)

電 話 37-3224 (直通)



区分	妊娠中	新生児～6か月	7～12か月	1歳	2歳	3歳	4～6歳	就学後
妊娠・出産	母子手帳の交付 4	出生届 11						
健康診査	妊婦一般健診 4	産後健診 10	予防接種（新生児訪問で接種券などをお渡しします）16					
	妊婦歯科健診 4、5	新生児聴覚検査 10	6～7か月児健診 15	1歳6か月児健診 15	2歳児歯科健診 15	3歳児健診 15	5歳児相談 15	
		1か月健診 3～4か月児健診 15	10か月児健診 15		2歳6か月児歯科健診 15			
学び・交流	パパママ教室+ 7	離乳食講習会 15	1歳すくすく教室 15		2歳きらきら教室 15			
	マタニティ・ファーストブック 7		ブックスタート 17		2歳半にこここ教室 15			
		笑育講座 17	はじめましての日					
子育て支援	子育て支援センター 29							
		こども園 19、20	一時預かり、休日保育、休日一時預かり 18、21	病児・病後児保育 21	ショートステイ 18、トワイライトステイ 19	放課後児童クラブ 21		
		赤ちゃん訪問 15	ファミリー・サポート・センター 18					
各種支援	母子健康手帳アプリ 母子モ「hokuei smile」6							
	子育て応援ポイントラリー 8							
		子育て支援員派遣 16	おむつ給付事業 13					
		産後ケア 16						
	妊婦のための支援給付 6	出産手当・出産育児一時金 14						
		ごみ袋・はじめて箱 14						
		在宅育児世帯支援事業給付金 13						
	不妊治療費用助成 6	医療費助成 12	児童手当 13	児童扶養手当 22	特別児童扶養手当 22			
とっとり子育て応援パスポート 8 ハートフル駐車場 8								

# 1. 妊娠したら



## 母子健康手帳の交付

産婦人科で妊娠がわかったら、なるべく早めに母子健康手帳の交付を受けましょう。

- 【手続き】 予約制（月～金 9：00～11：00、13：00～16：00）  
※マイナンバーの提示が必要です。
- 【問合せ先】 教育総務課（こども家庭センター） ☎37-3224  
※受取を希望する日の前日までにご連絡ください



## 妊婦一般健康診査

安心して赤ちゃんを迎えるために、定期的に健康診査を受けましょう。健診は一部公費負担で受けられます。

- 【対象】 妊娠された方（母子健康手帳の交付を受けた方）
- 【費用】 受診票に記された診察及び検査について費用助成あり（14回分）
- 【受診票】 母子健康手帳交付時に受診票発行
- 【問合せ先】 健康推進課 ☎37-5867



## 妊婦健診・産後健診を県外で受診される場合

償還払い（払い戻し）の制度がありますので、受診後に申請してください。

- 【手続き】 産後、必要書類を持参の上、こども家庭センターで申請
- 【必要書類】 健診結果が記入された受診票、母子健康手帳、領収書、印鑑、振込口座のわかるもの  
医療機関に全額お支払いいただき、出産後6か月以内に町へ請求してください。  
公費負担分についてお支払いします。
- 【問合せ先】 教育総務課（こども家庭センター） ☎37-3224 健康推進課 ☎37-5867



## 妊婦歯科健康診査

医療機関：次ページ

むし歯や歯周病などの病気は妊娠中に悪化しやすいものです。お母さんのお口の中に問題があると、生まれてくるお子さんのお口の健康にも悪影響を及ぼしかねません。

- 【対象】 妊娠された方（母子健康手帳の交付を受けた方）
- 【受診票】 母子健康手帳交付時に受診票発行
- 【問合せ先】 健康推進課 ☎37-5867

# 妊婦歯科健診 指定医療機関一覧

(2026.4.1 現在)

市町	医療機関名	住 所	電話番号
北栄町	えりい歯科クリニック	東伯郡北栄町弓原 293-2	36-6560
	仲歯科医院	東伯郡北栄町由良宿 1144-1	37-2174
	橋本歯科医院	東伯郡北栄町由良宿 552-10	37-2013
倉吉市	あけしま歯科	倉吉市幸町 507-20	22-0555
	うつぶき歯科クリニック	倉吉市鍛冶町 1 丁目 2971-50	23-7570
	大月歯科医院	倉吉市上井 333-16	26-2172
	小川歯科医院	倉吉市関金町関金宿 246-1	45-3418
	かどわき歯科クリニック	倉吉市上井 364-5	26-8148
	河崎歯科医院	倉吉市福庭町 2 丁目 13	26-5568
	きしだ歯科クリニック	倉吉市福庭町 1 丁目 222	24-5588
	木本歯科医院	倉吉市昭和町 1 丁目 174	22-1217
	くまの歯科医院	倉吉市西町 2702	22-2802
	しばた歯科	倉吉市清谷町 1 丁目 8-1	26-7080
	たけ歯科医院	倉吉市駄経寺 2 丁目 40-2	24-5804
	谷口歯科医院	倉吉市昭和町 1 丁目 21	22-1141
	ちか歯科クリニック	倉吉市西福守町 592-1	28-1234
	花池デンタルクリニック	倉吉市生田 356-2	48-2220
	浜吉歯科クリニック	倉吉市清谷町 1 丁目 193-2	27-0811
	パープル歯科クリニック	倉吉市山根 540-1	24-6022
	ひぐち歯科クリニック	倉吉市明治町 2 丁目 43	22-2667
	ひまわり歯科医院	倉吉市井手畑 69-3	47-4600
	藤井政雄記念病院附属歯科クリニック	倉吉市山根 43-1	26-4276
	松本歯科医院	倉吉市住吉 58-11	22-4675
	三代歯科医院	倉吉市上井町 2 丁目 8-21	26-0819
	森本歯科医院	倉吉市明治町 1031-26	22-2007
	山中歯科医院	倉吉市東巖城 170	22-7256
やまもと歯科医院	倉吉市東町 351-2	22-3344	
よしい歯科医院	倉吉市東巖城 101	23-1411	
琴浦町	石亀歯科医院	東伯郡琴浦町徳万 491-7	53-0100
	岡本歯科医院	東伯郡琴浦町浦安 102-2	52-3427
	くにたけ歯科クリニック	東伯郡琴浦町八橋 79-9	52-3003
	船木歯科クリニック	東伯郡琴浦町赤碕 1087-9	55-2251
湯梨浜町	あだち歯科医院	東伯郡湯梨浜町中興寺 358-1	32-2181
三朝町	ララ歯科クリニック	東伯郡三朝町大瀬 1076-4	43-2221



## 働きながらお母さんになる方へ

妊娠・出産・育児をしながら働く女性のための制度はたくさんあります！

\*短時間勤務 \*子の看護休暇 \*残業の免除 \*育児休業給付金 など

【問合せ先】 鳥取労働局雇用環境・均等室 ☎0857-29-1709

倉吉労働基準監督署 ☎22-6274



## 不妊治療費の助成

不妊治療の経済的負担を軽減するため、不妊治療にかかる費用の一部を助成します。  
県の補助事業を利用した方が助成対象となりますので、県の補助事業をご活用ください。

### ●特定不妊治療費助成事業

- 【助成額】 ・保険診療と併用して実施された先進医療の場合  
1回の治療につき 上限 25,000 円  
・全額自費診療となる治療の場合  
治療の内容に応じて1回あたり 上限 200,000 円

### ●不育治療費助成事業

不育症などの診断及び治療に要した保険適応外の費用の2分の1（年間100,000円を限度）を助成します。

【問合せ先】 健康推進課 ☎37-5867



## 妊婦のための支援給付

妊娠生活を応援するための支援金を給付します。

- 【対象】 妊娠し、医療機関で心拍が確認された妊婦。  
【手続き】 ①母子手帳交付時に申請書をお渡しします。  
②妊娠32週頃に申請書とアンケートをお渡しします。  
【問合せ先】 教育総務課（こども家庭センター） ☎37-3224

## 母子手帳アプリ『hokuei smile』

詳細：知っ得

地域とつながる、安心の子育て支援アプリです。北栄町の子育て情報がカンタンに手に入ります。予防接種のスケジュール管理やお子さまの成長を記録でき、妊娠週数やお子さんの月齢に合わせ役立つ情報の配信があります。

- 【対象】 妊娠された方または子育て中の方  
【利用料】 無料  
【問合せ先】 教育総務課（こども家庭センター） ☎37-3224



## パパママ教室+

家族で協力して出産・育児に取り組めるよう妊娠・出産・育児に関する正しい知識を身に付け、安心して赤ちゃんを迎えましょう。また赤ちゃんとの過ごし方や授乳等について助産師に相談したり、同じ月齢の子を持つ方と交流し仲間作りをしましょう。

- 【対象】 ①妊娠5か月以降のママとご家族  
②産後1か月～3か月まで産婦さんと赤ちゃんのご家族
- 【内容】 ①全日程：妊娠期ヘルスケア・エクササイズ、妊婦体験、胎児人形の抱っこマタニティ・ファーストブックの引き換え、個別相談

日 程	内 容
4月24日(金)	育児指導
8月7日(金)	(沐浴指導、抱っこ・オムツ交換について)
12月11日(金)	座談会(情報交換)
6月20日(土)	妊娠中に考えておきたい出産後の準備
10月17日(土)	産後の生活について
2月19日(金)	座談会(情報交換)

②産後エクササイズ、ふれあい遊び、座談会、助産師の個別相談

【問合せ先】 教育総務課(こども家庭センター) ☎37-3224

## 妊娠後期アンケート・妊婦面談

妊娠32週頃にアンケートを行います。不安なこと、心配なことがあればアンケートへご記入ください。また体調不良や都合が悪くてパパママ教室+に参加できなかった方や、アンケートにて相談を希望された方は、後日保健師が様子をうかがいます。

【問合せ先】 教育総務課(こども家庭センター) ☎37-3224



## マタニティ・ファーストブック

絵本を使って、おなかの赤ちゃんに、ご家族の声を聞かせてあげませんか。妊娠中のお母さんとおなかの赤ちゃんにおすすめの本をプレゼントします。

- 【対象】 妊娠された方(母子健康手帳の交付を受けた方)
- 【引換】 母子健康手帳発行時に、お母さんにおすすめの絵本と「絵本引換券」をお渡しします。「絵本引換券」は赤ちゃんにおすすめの絵本と引換します。出産されるまでに、母子健康手帳と引換券を持参の上、下記引換場所でお受け取りください。
- 【引換場所】 北栄町図書館・北条分室・パパママ教室
- 【引換絵本】 おすすめの絵本3種と図書館本館・北条分室「キッズコーナー」にある絵本の中から1冊お選びください。
- 【問合せ先】 北栄町図書館 ☎37-5515 北条分室 ☎36-3219

## とっとり子育て応援パスポート

詳細：知っ得

パスポートを協賛店に提示すると、お店ごとに様々なサービス（割引やポイント加算）を受けることができます。

- 【対象】 妊娠中の方または18歳未満の子どもがいる子育て家庭
- 【手続き】 役場総合窓口、北条支所またはインターネットでお申込みできます
- 【問合せ先】 鳥取県子ども家庭部子育て王国課 ☎0857-26-7148  
教育総務課 ☎37-5870

## ハートフル駐車場利用証制度

ハートフル駐車場利用証を提示すると、ハートフル駐車場を優先して利用することができます。

- 【対象】 障がいなどにより歩行が困難な方や介助者の特別な注意などが必要な方、妊産婦の方（妊娠7か月～産後1年半／多胎児は3年）など
- 【手続き】 申請書・母子健康手帳を持参し役場総合窓口または北条支所でお申込みください。代理申請の場合、代理人の身分証明書をご持参ください。
- 【問合せ先】 鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局福祉保健課 ☎0857-26-7142  
福祉課 ☎37-5852



## 子育て応援ポイントラリー

詳細：知っ得

ポイント対象事業に参加して育児応援グッズをゲットしよう！

- 【ポイント】 対象事業に参加してポイントシールを集めましょう。ポイントごとに景品が異なります。お好きなポイント数で交換できます。台紙は、こども家庭センターまたは、子育て支援センターでお受け取りください。
- 【問合せ先】 教育総務課（こども家庭センター） ☎37-3224

## 産休・育休

### ●産前産後休業

働くすべての女性が取得できます。※産前休業は出産予定日の6週間前（双子以上は14週間前）から、産後休業は出産翌日から8週間まで取得できます。

- ★産後パパ育休 子の出生後8週間以内に4週間まで、2回に分割して取得できます。

### ●育児休業

産後休暇修了の翌日からお子さんが1歳になる前日まで（保育所に入所できない等の理由があれば2歳まで）希望する期間を休業できます。2回に分割して取得することも可能です。

### ★パパママ育休プラス

父母ともに育児休業を取得する場合、お子さんが1歳2か月に達するまでに延長され、父母それぞれ1年間まで育児休業を取得できます。

【手続き】 職場の担当者へ申請してください

【問合せ先】 倉吉労働基準監督署 ☎22-6274



## 産前産後期間の国民年金保険料免除

産前産後期間の国民年金保険料が免除されます。

- 【対 象】 国民年金第1号被保険者。出産予定日の6か月前から届出可能。
- 【免除期間】 出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間  
多胎妊娠は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間  
※妊娠4か月以上の死産、流産、早産された方を含みます
- 【必要書類】 母子健康手帳など
- 【そ の 他】 産前産後期間として認められた期間は保険料を納付したのものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。
- 【問合せ先】 町民課町民室 ☎37-5866  
倉吉年金事務所 ☎26-5311



## 育児期間の国民年金保険料免除

育児期間の国民年金保険料が免除されます。《令和8年10月開始》

- 【対 象】 国民年金第1号被保険者。父母ともに対象。
- 【免除期間】 子を養育することになった日から子が1歳になるまでの期間  
※実母の場合は、産後免除期間に引き続く9か月間
- 【必要書類】 マイナンバーカードなど
- 【そ の 他】 育児期間として認められた期間は保険料を納付したのものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。
- 【問合せ先】 町民課町民室 ☎37-5866  
倉吉年金事務所 ☎26-5311



## 産前産後期間の国民健康保険税免除

産前産後期間の国民健康保険税が軽減されます。

- 【対 象】 国民健康保険被保険者。出産予定日の6か月前から届出可能。  
出産被保険者の所得割額、均等割額等が軽減されます。
- 【免除期間】 出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間  
多胎妊娠は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間  
※妊娠85日以上の死産、流産、早産された方を含みます。
- 【問合せ先】 町民課税務室 ☎37-5865

## 2. 赤ちゃんが生まれたら

### ■ 健診・検査について



#### 新生児聴覚検査

新生児聴覚検査受診票を提出し、受診することで費用の助成が受けられます。

- 【対象】 新生児期に実施する聴覚検査 1回分
- 【費用】 1回につき2,000円が上限（超えた場合額は自己負担となります）
- 【受診票】 母子健康手帳交付時に受診票発行
- 【問合せ先】 健康推進課 ☎37-5867

#### 新生児聴覚検査を県外で受検される場合

償還払い（払い戻し）の制度がありますので、受検後に申請してください。

- 【手続き】 医療機関に全額お支払いいただき、受検後6か月以内に町に請求してください。公費負担分についてお支払いします。
- 【必要書類】 新生児聴覚検査の結果が記入された受診票、母子手帳、領収書、印鑑、振込口座のわかるもの
- 【問合せ先】 健康推進課 ☎37-5867 教育総務課（こども家庭センター） ☎37-3224

#### 産後健康診査

産後健康受診票と産後質問票を提出し、受診することで費用の助成が受けられます。

- 【時期・回数】 産後おおむね2週間、おおむね1か月の各1回ずつ、2回以内
- 【内容】 ①問診 ②診察 ③体重・血圧測定 ④尿検査 ⑤産後質問票
- 【費用】 1回につき5,000円が上限  
5,000円を超えた額は自己負担となります  
※①～⑤の内容を満たしていない場合、助成の対象外となります
- 【受診票】 母子健康手帳交付時に受診票発行
- 【問合せ先】 健康推進課 ☎37-5867

## ■ 手続きについて



出生届



フリガナ

### 出生届

赤ちゃんが生まれたら、14日以内（生まれた日を含む）に出生届を提出しましょう。

- 【手続き】 父母の本籍地や住所地等の役所に出生届を提出してください。
- 【手続場所】 役場町民課または総合窓口（本籍地、住所地、一時滞在地の役所）
- 【手続期限】 生まれた日から14日以内（生まれた日を含む）
- 【持参するもの】 出生証明（医師や助産師が作成したもの）、母子手帳
- 【その他】 ①赤ちゃんの名前のフリガナ  
名前のフリガナが一般的な読み方でない（漢和辞典などに掲載されていない等）場合には、説明や資料の提出をお願いすることがあります。  
②マイナンバーカードの特急発行  
出生届時にマイナンバーカードの同時申請（特急発行）ができます。詳細は以下の項目「マイナンバーカードの特急発行」の説明をご確認ください。
- 【問合せ先】 町民課町民室 ☎37-5866

### マイナンバー（個人番号）のおしらせ

住民票に登録されてから2～3週間後に「個人番号通知書」が郵送（簡易書留）されます。

- 【問合せ先】 町民課町民室 ☎37-5866



### マイナンバーカードの特急発行

特急発行は、申請後最短1週間程度でマイナンバーカードが交付される仕組みです。カードは、ご自宅または希望した送付先に直接送付されます。

- 特急発行を希望される場合（申請後1週間程度で交付）
  - 【対象者】 1歳未満の方（初めてマイナンバーカードを取得される方）
  - 【申請期間】 1歳になるまで（出生届と同時申請が可能）
  - 【申請場所】 役場町民課または総合窓口（住所地、本籍地、一時滞在地の役所）
  - 【来庁者】 申請者本人（出生届と同時申請の場合は来庁不要）、法定代理人
  - 【手数料】 無料
  - 【その他】 顔写真なしのマイナンバーカードが発行されます。
- 特急発行を希望されない場合（申請後2～3週間で交付）
  - 【手続き】 「個人番号通知書（住民票に登録されてから2～3週間後に郵送で届きます）」に同封の申請書で郵送申請していただくか、申請書に記載のQRコードを利用してスマートフォン等でお申し込みください。
  - 【その他】 1歳未満の場合、顔写真なしのマイナンバーカードが発行されます。
  - 【問合せ先】 町民課マイナンバーカード交付窓口 ☎37-3115

## ■ 医療費助成

---

### 小児特別医療費助成制度

---

病気やケガなどにより病院等にかかった場合に、窓口で支払う医療費（保険適用医療）を助成します。薬局は無料です。

- 【対 象】 0歳～18歳に達した日以後の最初の3月31日まで  
【手 続 き】 「特別医療受給資格者証」の申請が必要です  
【持参するもの】 受給対象者の資格確認書等（加入医療保険の記号・番号・被保険者名・資格取得年月日・保険者名のわかるもの）、マイナンバー、申請者の本人確認書類  
【問合せ先】 健康推進課 ☎37-5867

### 未熟児養育医療

---

身体の発育が未熟なまま生まれ、入院養育を必要とする未熟児に対して、指定養育医療機関において養育に必要な医療の給付を行います。

- 【持参するもの】 申請書、医師の意見書、世帯調書及び町税等課税状況等確認同意書対象児の資格確認書等（加入医療保険の記号・番号・被保険者名・資格取得年月日・保険者名のわかるもの）、マイナンバー  
【自己負担】 無料  
【問合せ先】 健康推進課 ☎37-5867

### 育成医療

---

身体に障がいがあるなどの18歳未満の児童で、手術などの治療により症状が軽くなると認められる場合に、その治療に要する医療費を一部支給します。

- 【持参するもの】 申請書、所得確認の同意書、印鑑、医師意見書（指定様式）、保険証等（加入医療保険の記号・番号・保険者名のわかるもの）、マイナンバー  
【問合せ先】 福祉課 ☎37-5852

## ■ 各種手当・支給

### 児童手当

高校生年代（18歳到達後の最初の年度末）までのお子さんを養育している方に支給します。

【支給額】 3歳未満：

第1子、第2子…月額15,000円 第3子以降…月額30,000円

3歳～高校生年代：

第1子、第2子…月額10,000円 第3子以降…月額30,000円

【支給月】 2月、4月、6月、10月、12月に2か月分ずつ支給されます

【手続き】 出生の翌日から15日以内に申請し、認定を受けてください  
(公務員は各職場へ)

【問合せ先】 福祉課 ☎37-5852



### 在宅育児世帯支援事業給付金

乳幼児を家庭で育てる保護者を応援します。お子さんをこども園などに預けず、ご家庭で保育する保護者に給付金を支給します。

【対象】 町内に居住して乳幼児（生後2か月から1歳6か月児）を家庭で保育している保護者

※育児休業給付金、手当等を受給していないこと

【支給額】 乳幼児一人につき月額30,000円

【手続き】 支給対象者となった日から2か月以内に申請してください。

【問合せ先】 教育総務課（子育て支援室） ☎37-5870



### 子育て家庭紙おむつ等給付事業

乳幼児を養育する世帯に対し、紙おむつ等を支給します。

【対象】 町内に住所を有する児童（満3歳の誕生日の属する年度末まで）のうち、  
(1) 家庭で養育している保護者

(2) 町外こども園等に入所している児童を養育している保護者

※町内こども園に入所された場合、園での提供に切り替わります。

【支給内容】 一月当たり おむつ1パック、おしりふき2個

【手続き】 支給対象者となった日から2か月以内に申請してください。

【配布場所】 こども家庭センターおひさま 子育て支援センターすまいる

【問合せ先】 教育総務課（こども家庭センター） ☎37-3224

### 災害遺児手当

中学校修了前のお子さんに対し、その養育者が天災、交通事故、その他の事故等の災害で死亡したり、障がい者になった場合に支給します。

【支給額】 児童一人につき月額2,000円

【問合せ先】 福祉課 ☎37-5852

## ■ 祝い金等

### 出産手当・出産育児一時金

#### ● 出産手当金

出産前 42 日から出産の翌日以後 56 日目までの間、給与の支払いを受けなかった場合は、加入している健康保険から出産手当金が支給されます。

※産休に入る前に勤務先に確認しておきましょう

#### ● 出産育児一時金

健康保険や国民健康保険などの被保険者またはその被扶養者が出産したとき、出産に要する経済的負担を軽減するため、一定の金額が支給されます。

※直接支払い制度・・・出産育児一時金が医療保険者から病院等へ直接支払われます。

【問合せ先】 国民健康保険加入者・・・健康推進課 ☎37-5867  
その他の保険加入者・・・出産される方がご加入の健康保険担当者



### ごみ袋無料配布

子育て世代の経済的負担軽減を図るため、町指定ごみ袋を無料で配布します。

【対象】 乳児のいるご家庭

【受取】 乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）の際に引換券をお渡しします。転入された方は後日引換券を郵送します。

こども家庭センターまたは北条支所総合窓口でごみ袋（大）50 枚とお引き換えください。

【問合せ先】 教育総務課（こども家庭センター） ☎37-3224



### はじめて箱

お子さんの健やかな成長を願い、はじめて箱（子育て応援グッズ）をプレゼントします。

【対象】 令和 8 年 4 月 2 日～令和 9 年 4 月 1 日生まれのお子さん

【手続き】 赤ちゃん訪問時に引換券をお渡しします。転入された方は後日引換券を郵送します。こども家庭センターまたは北条支所総合窓口でお申し込みください。

【問合せ先】 教育総務課（こども家庭センター） ☎37-3224

## ■ 母子の相談・支援



### 赤ちゃん訪問

#### ●赤ちゃん訪問

生後1～2か月頃に保健師が訪問し、赤ちゃんやお母さんの体調確認や、育児相談を行います。また、今後の健診・予防接種をご案内します。

#### ●乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）

生後3～4か月頃に保健師が訪問し、子育てに関する情報提供し、育児に関する相談に応じます。

【問合せ先】 教育総務課（こども家庭センター） ☎37-3224

健康推進課 ☎37-5867



### 乳幼児健康診査

詳細：知っ得

赤ちゃんの健やかな成長のために、成長の節目ごとに健診を実施しています。

#### ●医療機関委託健診

\*1か月児健診 \*3～4か月児健診 \*9～10か月児健診

受診券を交付し、医療機関で診察・身体計測など健診を無料で受けることができます。

\*1か月児健診については、上限6,000円までの費用を助成します。6,000円を超えた額は自己負担となります。

#### ●集団健診

\*6～7か月児健診 \*1歳6か月児健診 \*3歳児健診 \*5歳児相談

医師による診察（発達・発育）、歯科健診、育児相談、栄養相談などを行います。

【問合せ先】 健康推進課 ☎37-5867



### 乳幼児歯科健診・教室

詳細：知っ得

お子さんの歯に関する健診と、お子さんの年齢に応じた育児に関する講習会や教室を開催しています。

事業名	内容
離乳食講習会	離乳食の進め方、出汁のとり方、調理方法について
1歳児すくすく教室	離乳食後期～幼児食について、乳歯のケア、子育てについて 育児グッズをプレゼント
2歳児きらきら教室	歯科健診、フッ素塗布、歯・育児に関する相談
2歳6か月児にこにこ教室	歯科健診、フッ素塗布、歯・育児に関する相談

※この時期の歯はフッ化物を吸収しやすく、むし歯に対する抵抗力を強くすることができます。半年に1回を目安に行うことをおすすめします。

【問合せ先】 教育総務課（こども家庭センター） ☎37-3224

健康推進課 ☎37-5867



## 予防接種

予防接種は病気に対して免疫をつけ、身体を守る大切なものです。各予防接種の対象となる時期に対象者に個別で接種券をお送りします。通知が届いたら早めに医療機関で接種しましょう。接種券は赤ちゃん訪問でお渡しします。

### ●定期予防接種

ロタウイルス、ヒブ、小児肺炎球菌、BCG、5種混合、麻しん風しん混合、日本脳炎、水痘、B型肝炎、2種混合、子宮頸がん、RSウイルス

### ●任意予防接種

おたふくかぜ（助成回数1回）

インフルエンザ（助成回数 皮下注射：小学生まで2回、中学生1回 経鼻投与：1回）

【問合せ先】 健康推進課 ☎37-5867



## 産後ケア

出産後は、育児に関する不安などから心身が不安定になりやすい時期です。産後、育児不安が強い方や心身の負担がある方に心身のケアや産後の援助を行います。

区分	内容	実施施設	対象
デイサービス型	日帰り利用	打吹公園クリニック 厚生病院 助産院いのちね（智頭町）	○生後4カ月未満 打吹公園クリニック 県立厚生病院
宿泊型	母子宿泊		
アウトリーチ型	開業助産師が自宅を訪問		○生後12か月未満 助産院いのちね 開業助産師

【対象・利用方法】 こども家庭センターへご相談ください。

【問合せ先】 教育総務課（こども家庭センター） ☎37-3224



## 産前産後家事・育児支援

産前産後の体調不良のため、家事などを行うことが困難な場合に支援員を派遣し、家事・育児をお手伝いします。

【対象】 ①医師から安静指示が出ており家事及び育児を行うことが難しくなった妊婦のいる家庭（妊娠36週まで）

②産後2か月までの方

③1歳未満の多胎児を育てている家庭 等

【費用】 1時間当たり 0～500円（世帯の状況に応じて異なります）

【利用時間】 午前9時から午後5時

【手続き】 利用の10日前までに申請書を提出してください

【問合せ先】 教育総務課（こども家庭センター） ☎37-3224

## 遊びの教室

---

遊びを通して親子の関わりを学ぶ親子教室です。

- 【対象】 1歳6か月児健診で言葉など経過観察が必要なお子さんとその保護者  
【問合せ先】 健康推進課 ☎37-5867

## 笑育講座

---

こどもの自己肯定感を育み、こどもに伝わりやすいコミュニケーションのコツを学ぶ講座（3回講座）です。

- 【対象】 0～5歳のお子さんの保護者  
【問合せ先】 教育総務課（こども家庭センター） ☎37-3224



## ブックスタート

---

ご家族が絵本を介して心ふれあうひとときを持つきっかけとして、赤ちゃんといっしょに好きな絵本を1冊選んでいただき、バッグとともにプレゼントします。（絵本の読み聞かせもあります。）

- 【配布時期】 6～7か月児健診の時  
【問合せ先】 北栄町図書館 ☎37-5515 北条分室 ☎36-3219



## こども誰でも通園制度

---

すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため創設された新たな通園制度です。

- 【実施施設】 北条こども園 大誠こども園 由良こども園  
【受入日】 月～金 9:00～11:00  
【対象】 生後6か月から満3歳未満の未入園（所）のお子さん  
【利用可能時間】 月10時間まで  
【費用】 こども1人1時間あたり 300円  
【手続き】 こども家庭庁が運用する「こどもだれでも通園制度総合支援システム」を使用し、事前に認定が必要です。  
【問合せ先】 教育総務課 ☎37-5870

### 3. 子どもをあずけたいとき



#### 一時預かり

仕事や用事・病気・リフレッシュなどの理由により家庭で保育できないお子さんを、一時的にお預かりします。

- 【実施施設】 由良こども園 北条みどりこども園  
【対象】 生後3か月以上の未入園（所）のお子さん  
【費用】 3歳未満児 1日2,000円／半日1,000円  
3歳以上児 1日1,270円（別途給食費230円）／半日800円  
【手続き】 事前に登録が必要です。登録申込書を教育総務課または北条支所に提出してください。  
【問合せ先】 教育総務課 ☎37-5870



#### ファミリー・サポート・センター

育児の応援をしてほしい方と応援したい方が会員となって、互いに子育てを支え合う活動をしています。

- 【対象】 生後8週～小学校6年生までのお子さんをお持ちの方  
【費用】 1時間500円  
【利用時間】 午前7時～午後7時  
【利用場所】 ①提供会員宅または依頼会員宅 ②図書館、ほくほくプラザ等公共機関  
③北栄子育て支援センター（0～5歳児対象）  
\*②、③の利用時間は各施設開館時間です。  
【手続き】 事前に会員登録が必要です。  
【問合せ先】 北栄町ファミリー・サポート・センター（受付時間/月～金8:30～17:00）  
☎37-2124 携帯 080-2913-5993



#### ショートステイ

お仕事や用事・病気などの理由で、家庭で保育できないお子さんを、短期間お預かりします。

- 【利用期間】 原則7日以内  
【対象児童】 1歳から小学6年生までのお子さん  
【手続き】 事前に利用申請書を教育総務課に提出してください  
【問合せ先】 教育総務課 ☎37-5870  
【利用料】

児童1人1日当たりの保護者負担額

区分	2歳未満児	2歳以上	緊急一時保護の母親
生活保護世帯	0円	0円	0円
市町村民税非課税世帯	1,100円	1,000円	300円
その他の世帯	5,350円	2,750円	750円



## トワイライトステイ

残業などで帰宅が夜間になる場合、家庭で保育できないお子さんを、22 時頃までお預かりします。

- 【利用期間】 おおむね 1 か月から 6 か月
- 【対象児童】 1 歳から小学 6 年生までのお子さん
- 【手 続 き】 事前に登録が必要です
- 【問合せ先】 教育総務課 ☎37-5870
- 【利用料】

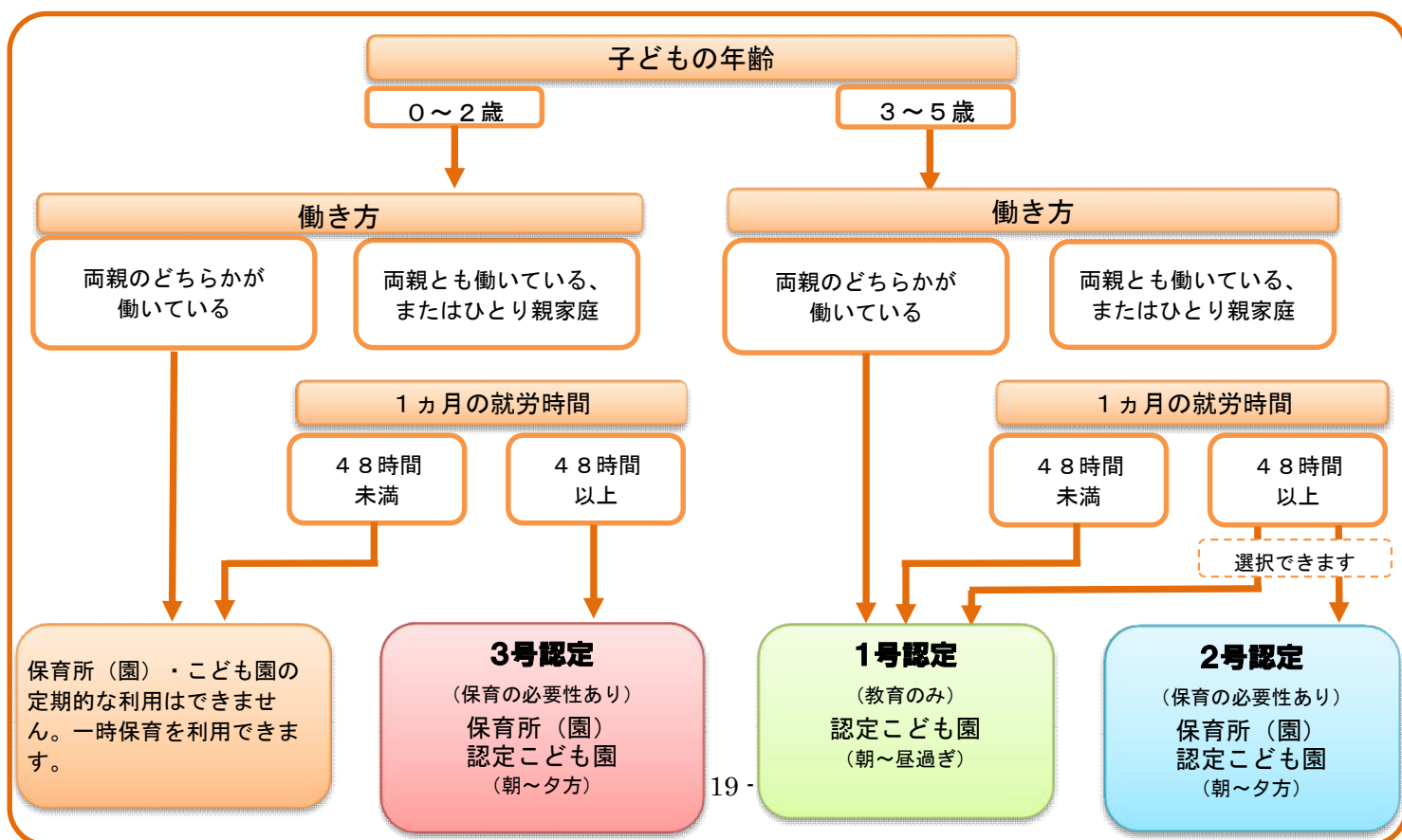
区 分	児童 1 人 1 日当たりの保護者負担額
生活保護世帯	0 円
市町村民税非課税世帯	300 円
その他の世帯	750 円



## 保育所（園）・認定こども園

- 保育所（園）・認定こども園等を利用するためには「支給認定」を受ける必要があります。
  - 「支給認定」には子どもの年齢や教育・保育に応じて 1 号～3 号までの区分があります。
  - 利用するには次のいずれかの「保育を必要とする事由」に当てはまる必要があります。
- ※子どもが満 3 歳以上で教育を希望する場合には「保育を必要とする事由」は必要ありません。

保育を必要とする事由			
就労等	保護者が就労している（月 48 時間以上）	虐待・DV	虐待・DV の恐れがある場合
妊娠・出産	出産（入所希望日の前後 2 か月以内）の場合	就学	専門学校等に通学している場合
疾病・障がい	保護者が病気やけが、心身に障がいがある	育児休業	育児休業取得時にすでに保育を利用している子どもがいる場合
介護等	家庭内に長期にわたり看護・介護の必要がある場合	求職活動	求職中の場合
災害・復旧	火災・風水害などでその復旧の間保育できない場合		



## ●入園手続き

<入園時期>

<募集時期>

4月1日～5月31日 入園の人

11月頃

6月1日～8月31日 入園の人

4/6～4/17

9月1日～11月30日 入園の人

7/3～7/14

12月1日～3月31日 入園の人

10/5～10/16

募集期間に合わせ、教育総務課または各園へお申し込みください。

## ●保育所（園）・認定こども園

園名	所在地	電話番号	定員	対象	開所時間（延長）
（公）北条こども園	国坂 680	36-2009	212人	3か月～	7:15～18:15（19:00）
（公）大誠こども園	瀬戸 38-1	37-2263	157人	3か月～	7:15～18:15（19:00）
（公）由良こども園	由良宿 1802-1	37-2203	136人	3か月～	7:15～18:15（19:00）
（公）大谷こども園（休園中）	大谷 2112-12	37-2149	60人	3か月～	7:30～18:15
（私）北条みどりこども園	江北 484-3	36-4213	75人	2か月～	7:15～18:15（19:00）
（私）栄保育所（休園中）	下種 373-4	37-2626	20人	3か月～2歳児	7:30～18:00（随時）

## ●保育料

※3～5歳児クラスの保育料は無料です。別途給食費月額4,700円が必要です

※0～2歳児クラス（3号認定）の保育料には給食費を含みます

※ひとり親世帯や多子世帯などは保育料が軽減になります

3号認定 保育料（参考）	
生活保護世帯	0円
市町村民税非課税世帯	0円
市町村民税所得割	11,900円～43,200円

## ●おむつ・おしりふき

※0～2歳児クラスで使用するおむつ（花王メリーズ）とおしりふきをすべて町が支給します。（保護者の費用負担はありません。）

【問合せ先】 教育総務課（子育て支援室） ☎37-5870



## 休日保育

日曜日、祝日にご家庭でお子さんの保育ができない場合にお預かりします

【対 象】 こども園などに入園（所）しているお子さん

【費 用】 0円～2,500円

【実施施設】 社会福祉法人 敬仁会 ババール園  
（倉吉市山根 425-3 電話：0858-26-0211）

【電話予約】 利用希望日の2週間前から1週間前までに、直接ババール園に電話予約をしてください。

【問合せ先】 ババール園 ☎26-0211  
教育総務課 ☎37-5870



## 病児保育

病気の「回復期」に至らない状態で、保護者の就労等の理由により家庭でみることができないお子さんを、一時的にお預かりします。

【対 象】 こども園などに入園（所）している生後6か月以上のお子さん、小学校3年生以下のお子さん

【費 用】 1日1,500円

【手 続 き】 病児保育ネット予約サービス「あずかるこちゃん」から予約

【問合せ先】 きらきら園（病児保育室 県立厚生病院内 病棟1階）☎23-3321  
キッズケア ポノ（アロハこどもクリニック隣）☎35-2070



## 病後児保育

病気の「回復期」にあたり、家庭や保育所で保育できないお子さんをお預かりします。

【対 象】 こども園などに入園（所）している生後6か月以上のお子さん、小学校3年生以下のお子さん

【費 用】 1日500円

【手 続 き】 直接すくすく園にお申し込みください

【問合せ先】 病後児保育室 『すくすく園』（野島病院内）☎22-6231



## 放課後児童クラブ

保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学生に、授業終了後および長期休業期間に適切な遊びや生活の場を提供します。

○北条なかよし学級      ○大栄こども学級

【対 象】 小学校児童

【費 用】 月額2,000円（8月は月額3,000円）

【問合せ先】 教育総務課 ☎37-5870

## 4. ひとり親家庭のために

### 児童扶養手当

---

ひとり親家庭または配偶者に重度の障がいがある方で、18歳までの児童（児童が心身に中度以上の障がいを有する場合は20歳まで）を養育している方に支給されます。

- 【支給額】 11,340円～48,050円（児童1人の場合）  
※所得制限などの支給要件があります
- 【手続き】 必要な書類をご用意の上、申請書を窓口へ提出してください
- 【問合せ先】 福祉課 ☎37-5852

### 特別医療費助成制度

---

病気やケガなどで病院等にかかった場合に、窓口で支払う医療費（保険適用医療）を助成します。薬局は無料です。

- 【対象】 18歳までの子を扶養する所得税非課税世帯の父または母とその子
- 【自己負担】 通院：530円/日（月4回まで）  
入院：1,200円/日（低所得者：月15日まで）
- 【手続き】 「特別医療受給資格者証」の申請が必要です
- 【持参するもの】 受給対象者の資格確認書等（加入医療保険の記号・番号・被保険者名・資格取得保険者名のわかるもの）、マイナンバー、申請者の年月日・本人確認のできるもの
- 【問合せ先】 健康推進課 ☎37-5867

### 自立支援教育訓練給付金

---

父子家庭の父や母子家庭の母が就職の準備のため、指定された教育訓練講座を受講する場合に受講料の60%に相当する額（上限20万円以下、下限1万2千円）を支給します。受講前にご相談ください。

- 【問合せ先】 福祉課 ☎37-5852

### 高等職業訓練給付金

---

- 訓練促進給付金  
看護師・介護福祉士・保育士などの資格取得のため、6ヶ月以上養成機関で修業する場合に、高等職業訓練促進給付金を支給します。
  - 修了支援給付金  
対象資格に係る養成訓練を修了した場合に一時金を支給します。
- 【問合せ先】 福祉課 ☎37-5852

## 家庭生活支援員の派遣

---

技能習得のための通学、就職活動、疾病、出産、冠婚葬祭などにより、一時的に生活援助、保育サービスが必要な家庭などに支援員を派遣します。

【問合せ先】 福祉課 ☎37-5852

## 母子生活支援施設

---

18歳未満の子どもがいる母子家庭で、生活が不安定であったり、住宅状況などで子どもに十分な養育環境が与えられない場合、母子で入所できる施設です。指導員が生活するうえでのさまざまな相談や支援を行っています。入所に際しては審査があり、所得に応じた費用負担があります。

【問合せ先】 福祉課 ☎37-5852

## 母子父子寡婦福祉金貸付

---

ひとり親世帯や寡婦の人の生活の安定と向上のため、就学支度、修学資金、住宅資金などを低利または無利子で借りることができます。各種資金の情報提供とともに、利用者に適した相談と貸付を行います。

【問合せ先】 福祉課 ☎37-5852



## 5. 障がいのあるお子さんのために

### ■ 相談

子育ての悩みや不安などを一緒に考え、サポートしてくれる場所があります。  
子育てがつらいと感じたら、一人で悩まずに相談しましょう。

### 子育て相談

子育てで困ったとき、悩んだときはお気軽にご相談ください。一緒に考えサポートします。

【問合せ先】 教育総務課      ☎37-5870  
健康推進課      ☎37-5867  
こども家庭センター（教育総務課内）      ☎37-3224  
各こども園、小・中学校

### 発達相談

お子さんの発達が気になる時や適切なかかわり方などについて個別相談をお受けします。

【問合せ先】 教育総務課（発達支援室）      ☎37-5870  
健康推進課      ☎37-5867

### 教育相談

一人一人の発達や障がいの状態に応じて、お子さんが持っている力を十分に伸ばすには、どのような教育が必要か、学校にはどのような学びの場があるのか、就学までの流れや、手続きなどについて相談をお受けします。

【問合せ先】 教育総務課（発達支援室）      ☎37-5870  
各こども園、小・中学校



### 障がい児者相談員

障がいのある方やご家族の悩みや思いに寄り添い、行政・医療・福祉・教育などの関係機関との橋渡し役を担います。

【問合せ先】 重度障がい児者相談員：林るみ子      ☎080-2904-5273  
身体障がい者相談員：牧井一夫      ☎090-6836-0010  
知的障がい者相談員：山田敬子      ☎37-2020  
精神障がい者相談員：遠藤倭文子      ☎090-9463-1975  
精神障がい者相談員：岡本真知子      ☎090-7243-9884

## ■ 子育て支援・保育支援

保護者の子育てや、お子さんの発達を支援します。

### 園巡回訪問

お子さんが在籍する園を定期的に訪問し、必要な支援等について相談に応じます。保護者や園の要請を受けて訪問することも可能です。

【対 象】乳幼児健診で経過観察となったお子さん、その他発達が気になるお子さん

【問合せ先】健康推進課 ☎37-5867

### 障がい児保育

特別な支援や配慮を必要とするお子さんに対して、加配保育士等を配置して、こども園や保育所で受け入れをします。園に直接、または教育総務課にご相談ください。

【問合せ先】教育総務課（発達支援室） ☎37-5870

各こども園



### 幼児通級指導教室

発達の気になるお子さんを対象に、一人一人の発達段階や特性に合わせて、個別指導や小集団活動を行います。

教室名	対 象	開催月
わくわく	年中児	6月～2月
わくわく <sup>プラス</sup> +	年長児	5月～1月

【問合せ先】教育総務課（発達支援室） ☎37-5870

## ■ 福祉サービス

身体・知的・精神（発達障がいを含む）に障がいのあるお子さんが通所し、日常生活における基本動作の指導、自立支援に向けた必要な知識、技能の習得、集団生活への適応のための訓練などを行います。

### ● 障害児通所支援給付（児童福祉法）

#### 保育所等訪問支援

集団生活を営む施設に通う障がいのあるお子さんについて、専門的スタッフが集団生活の場である園や学校などを定期的に訪問し、集団適応のための支援を行います。

お子さんに対する支援（直接支援）だけでなく、こども園・学校・施設などの職員に対する支援（間接支援）も含まれます。

【事業所名】 倉吉東こどもの発達デイサービスセンター、こころのデイケア虹の森、スイッチーズ、こども発達サポート 系、こどものつむぎ3号など

【問合せ先】 福祉課 ☎37-5852

教育総務課（発達支援室） ☎37-5870

## 児童発達支援

---

障がいのある未就学のお子さんについて、日常生活のための指導や助言、集団への適応訓練などを行います。

【事業所名】 倉吉東こどもの発達デイサービスセンター、こころのデイケア虹の森、ぐんぐん（中部療育園）、わいわいランド（皆成学園）、スマイルデイ、スイッチーズ、スイッチーズ2 come、スイッチーズ3 come、こども発達サポート 系、こどものつむぎ3号、放課後等デイサービスアロハランド、など

【問合せ先】 福祉課 ☎37-5852  
教育総務課（発達支援室） ☎37-5870

## 放課後等デイサービス

---

学校通学中の障がいのお子さんについて、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。

【事業所名】 倉吉東こどもの発達デイサービスセンター、こころのデイケア虹の森、スイッチーズ、スイッチーズ2 come、スイッチーズ3 come、もこもこ塾（中部療育園）、スマイルデイ、共生ホームこころ、放課後等デイサービスみらい倉吉、放課後等デイサービスはぴふる、COCOKARA はわい、COCOKARA だいえい、COCOKARA おがも、COCOKARAほうじょう、こども発達サポート 系、株式会社絆 Bande、放課後等デイサービス絆~Laso~リハビリテーション強化型デイサービス Esola、共生型デイサービス Gottcha、放課後等デイサービスアロハランド、After school fam湯梨浜、など

【問合せ先】 福祉課 ☎37-5852  
教育総務課（発達支援室） ☎37-5870

## ●地域生活支援事業（障害者総合支援法）

### 日中一時支援

---

仕事等で家族が介護できない時に、日中活動の場として障がいのあるお子さんを受け入れます。

【事業所名】 皆成学園、羽合ひかり園、北栄みのりデイサービスセンター、絆（きずな）リハビリテーション型デイサービス Esola、共生型デイサービス Gottcha、COCOKARA だいえいなど

【問合せ先】 福祉課 ☎37-5852

### 移動支援

---

障がいによって、屋外での単独移動が困難なお子さんの社会参加を目的とし、一日の範囲を超えない外出時の移動を支援します。

【事業所名】 ニチイケアセンター大栄、ヘルパーステーション蔵まち、絆（きずな）など  
【問合せ先】 福祉課 ☎37-5852

## ●障害者自立支援給付（障害者総合支援法）

### 介護給付

外出先でヘルパーが付き添い、必要な支援をします。  
居宅介護（通院等介助）・・・通院や行政機関などへの付き添い  
同行援護・・・視覚障がいがある方の付き添い  
行動援護・・・行動障がいがある方の付き添い

【事業所名】ニチイケアセンター大栄、ヘルパーステーション蔵まち、絆（きずな）など  
【問合せ先】福祉課 ☎37-5852

### 相談支援

発達に心配のある方やその家族の生活や支援に関する相談に応じます。通所支援やその他障がい福祉サービスの利用を申請された方に、必要なサービスを利用していただくための計画を作成します。

【事業所名】 サポートリンクす、中部障がい者支援センターなど  
【問合せ先】 福祉課 ☎37-5852

## ■ 手帳制度

障がいのある方が一貫した相談や支援を受けられるよう手帳が交付されています。

手帳の種類	対 象
身体障害者手帳	視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体（上肢、下肢、体幹、脳原性運動機能障害）、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、膀胱・直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓機能に障がいのある方
療育手帳	児童相談所などで知的障がいの判定を受けた方
精神障害者保健福祉手帳	精神障がい（発達障がいを含む）のために生活に制約をうける方

【問合せ先】福祉課 ☎37-5852

## ■ 手当・医療の給付

---

### 特別児童扶養手当

---

障がいのある20歳未満のお子さんをご家庭で監護・養育している保護者等に、手当を支給します。

【手当額】1級 月額 58,450円 2級 月額 38,930円

【支給月】4月、8月、11月に4か月分ずつ支給されます。

※受給には所定の診断書に基づく申請が必要となる他、所得制限などの支給要件があります。

【問合せ先】福祉課 ☎37-5852

### 障害児福祉手当

---

重度障がい児に対し、その障がいのため必要となる特別の負担の一助として手当を支給します。

【手当額】月額 16,560円

【対象】重度の障がいがあり、日常生活に常時の介護を必要とする20歳未満の在宅の方

【支給月】2月、5月、8月、11月に3か月分ずつ支給されます。

※受給には所定の診断書に基づく申請が必要となる他、所得制限などの支給要件があります。

【問合せ先】福祉課 ☎37-5852

### 小児慢性特定疾患医療費助成

---

小児慢性疾患のうち小児がん、慢性腎疾患など特定の病気について医療費を助成します。

【対象】原則として18歳未満（引き続き治療が必要と認められる場合には20歳未満）で、期間は原則1年以内です。 ※医療を受ける前に申請が必要です。

【問合せ先】中部総合事務所福祉保健局（倉吉保健所） ☎23-3126

### 心身障害者扶養共済制度

---

障がいのあるお子さんを扶養している加入者が掛金を納めることにより、加入者が死亡した場合などに、扶養されていたお子さんに年金が支給されます。

【対象】加入者：65歳未満で健康な方

身体障害者手帳1～3級、知的障がい、精神障がいのあるお子さん

【問合せ先】福祉課 ☎37-5852

## 6. 遊び場・集いの場



### 北栄子育て支援センター（すまいる）

妊娠中の方や0歳から就学前のお子さんとその保護者の方が利用できる施設です。お子さんが思い切り遊べる場があり、子育てに関する相談や情報の提供、各種子育て講座を開催しています。

【開所時間】 月・金 9:00～11:30  
火・水・木 9:00～11:30／13:00～15:30  
【所在地】 北栄町瀬戸 22-1 ☎37-2124

### ほくほくプラザ（北栄人権文化センター）

幼児から高齢者まで気軽に安心して立ち寄れるコミュニティセンターです。  
一人ひとりのペースで、遊びを通して自立していくことや、人や物を大切にする心を育むなど健全育成に資する取り組みや子育て家庭の支援を行っています。

●絵本読み聞かせ会：毎月第2日曜日

【開所時間】 月 13:00～19:00  
火～金 9:00～12:00／13:00～19:00  
土・日 9:00～12:00／13:00～17:15  
【所在地】 北栄町大島 1046-6 ☎37-4676

### 図書館

妊娠・出産・育児に関する本や乳幼児絵本のほか、大人が気軽に楽しめる本など、幅広いジャンルの本があります。おはなし会は、赤ちゃんからご参加いただけますので、ご家族でゆっくりご利用ください。

●おはなし会：（本館）毎週日曜日 （北条分室）毎月第2土曜日  
10:30～

【開館時間】 火～日 9:30～18:30  
休館日：月曜日・祝日（※本館、月曜日の場合開館）  
毎月最後の木曜日・年未年始・特別整理期間

【所在地】 北栄町図書館 北栄町由良宿 803-1 ☎37-5515  
北条分室 北栄町土下 112 ☎36-3219

## 7. 相談窓口

内 容	相談窓口	電話番号
子どもに関するあらゆる相談	倉吉児童相談所	0858-23-1141
	児童家庭支援センター・くわの実	0858-24-6306
心の健康、精神疾患、思春期の悩み等	鳥取県精神保健福祉センター	0857-21-3031
児童虐待に関すること	倉吉児童相談所	0858-23-1141
DV等の相談	福祉相談センター女性相談課	0857-27-8630
	配偶者暴力相談支援センター (中部総合事務所県民福祉局)	0858-23-3147
	夜間休日電話相談窓口	0858-26-9807
	警察総合相談電話	#9110
子どもの悩み事相談	子ども電話相談中部	0858-22-4152
	いじめ110番	0857-28-8718
	チャイルドライン	0120-99-7777
不登校・ひきこもり (小中学生) (高校生及び20歳くらいまで)	鳥取県中部子ども支援センター	0858-24-6780
	中部ハートフルスペース	0858-27-1255
夜間・休日の急な病気	とっとり子ども救急ダイヤル	#8000
発達の遅れや障がい、 子育てに関する不安・悩み	鳥取県立中部療育園	0858-27-0780
	鳥取県立皆成学園	0858-22-7188
	専門医による教育相談会	0857-28-2322
発達障がい児者にかかわる相談	「エール」鳥取県発達障がい者支援センター	0858-22-7208
	ペアレントメンター鳥取	0857-30-0670
学習面、行動面、対人関係やことばの 遅れの相談 (年長児～小中学生)	発達障がい通級指導教室 (まなびの教室)	0858-37-2063
	言語障がい通級指導教室 (ことばの教室)	0858-37-2041
学習面、行動面、対人関係の相談	LDホットライン	0857-26-7984
特別支援学校の教育相談 子どもの発達・子育て・就学・進学	鳥取県立鳥取盲学校 (見え方、視力に関する相談、通所わくわく教室)	0857-23-5441
	鳥取県立鳥取聾学校 (聞こえ、ことばの発達相談、通所わくわく教室)	0857-23-2031
	鳥取県立鳥取養護学校 (肢体不自由、病弱)	0857-26-3601
	鳥取県立皆生養護学校 (肢体不自由、病弱)	0859-22-6571
	鳥取県立倉吉養護学校 (発達障がい、知的障がい、肢体不自由)	0858-28-3500
	県立鳥取盲・聾学校附属教育支援センターわくわく (見え方、視力、聞こえ、ことばの発達の相談)	0858-23-9179
	鳥取県立琴の浦高等特別支援学校 (知的障がい)	0858-55-6477



北栄町教育委員会  
教育総務課  
こども家庭センター

〒689-2292

鳥取県東伯郡北栄町由良宿 423 番地 1

TEL (0858) 37-3224 FAX (0858) 37-3242

E-mail [kyouiku@e-hokuei.net](mailto:kyouiku@e-hokuei.net) <http://www.e-hokuei.net/>